

NO NUKES **まちの便り まちの声**

非核平和自治体情報誌

2013/5/15 創刊号

発行：非核の政府を求める京都の会

宮津市/バイオマス・エネルギー製造事業所



宮津バイオマス・エネルギー
製造事業所



竹置場

【創刊のことば】

今日、「核兵器のない世界」と「原発のない日本」をめざして、各自治体においてさまざまな取り組みや動きが見られます。そこには各自治体による非核平和を願うイベントや企画が、また最近では原発問題をめぐる首長や地方議会のイニシアチブや見解表明がございます。さらには地域経済おこしも連動して自然再生エネルギーの推進も試みられています。

しかし現状では、こうした取り組みは、地方自治体の財政困難のなかで創意工夫を求められ、苦闘を強いられています。こうした状況のなか「非核の政府を求める京都の会」は、府内各自治体の努力や工夫の相互交流、また他府県の自治体における注目すべき取り組みの紹介などを企図して、『NO NUKES まちの便り まちの声』（非核平和自治体情報誌）を発刊することにしました。本誌が、府内地方自治体における非核平和の取り組みや脱原発にむけての自然再生エネルギーの推進と地域経済おこしなど、これらの一助となることを願っています。

また、各自治体からの情報提供なども受けて充実した情報誌にしたいと考えております。

非核の政府を求める京都の会 代表 望田幸男

—目次—

理事長として最後のリクエスト—核兵器のない世界をめざす「新たな動向」—	
広島平和文化センター前理事長 スティーブン・リーパー	2～4 頁
連載 1 「自然再生エネルギーへの挑戦」：宮津市	
「バイオマスタウン構想からつながるまちづくり」	5～6 頁
表 1:京都府内自治体における	
非核自治体宣言/平和市長会議加盟/北東アジア非核地帯化首長賛同署名の状況	
および 2012 年度の非核・平和に関する「重点施策」	7～8 頁
表 2:京都府内自治体における	
2013 年度(平成 25 年度)再生エネルギーに関する補助制度	
●太陽光発電に関する補助	9～10 頁
NO NUKES 千秋(せんしゅう)の想い	
—平和行進大好き人間からのお願い—	11 頁

理事長として最後のリクエスト —核兵器のない世界をめざす「新たな動向」—

広島平和文化センター理事長 スティーブン・リーパー

2013年3月29日

非核の政府を求める京都の会編『非核自治体情報誌』に、理事長としての最後の文章を書く機会をえたことに感謝し、吉報を伝えうことを喜んでいきます。

3月初旬、一週間、私はノルウェーのオスローに滞在しました。二日間は平和文化センターの専門委員、Aaron Tovish, Jackie Cabasso, Pol D'Huyvetter 三氏とともに過ごしました。彼らは、秋葉前広島市長をのぞけば、だれよりも平和市長会議を、今日のようなグローバルな大ネットワークに築いた人びとで、これからも専門委員として提言を行いながら、平和市長会議を構築するために最善をつくしてくれるでしょう。私たちの間での議論についてここで語るつもりはありません。それというのも、それらは、今年の8月3～6日、広島で行われる平和市長会議の総会で審議され決定される諸問題であるからです。

私たち4人は、内輪の議論をしたのち、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）の会議（3月2～3日）に出席しました。この会議は400人規模で予定されていましたが、ラテン・アメリカやアフリカをふくむ世界中から、500人をこえる、あらゆる年齢層の活動家たちが参集しました。ここでの論議の焦点は、核兵器の製造・保有・使用を明確に否認し禁止する国際条約という共同目標をめざして、できるだけ迅速に推進する「新しい運動」へと諸国民を向かわせるよう支援することでした。

この「新しい運動」のために、500人の活動家たちが、遠い極寒のオスローに、高い旅費を払ってまで集ったのです。この運動は、2015年のNPT（核不拡散条約）再検討会議のための第1回準備委員会（昨年5月、於ウィーン）に登場しました。そこでスイスが革命的な声明を発し、16か国によって支持されました。その声明では、核兵器は

あまりに危険であり、その使用は全人類にとって、途方もない、恐ろしい破滅的結果をもたらすであろう、と宣言されています。

ところで、この声明のどこが革命的な



のか思われるかもしれません。ここヒロシマで私たちは、68年間、このことを叫び続けてきましたし、ヒロシマの視点からは、この声明は革命的ではないのではないか、と。しかし、この声明が革命的だというのは、非核兵器国、すなわち核兵器をもたない諸国が、核軍縮プロセスをコントロールしつつあることです。

1月末に静岡において軍縮問題が論じられた際に、スイスは壇上から公然と以下のように言明しました。三つの核兵器保有諸国が、ウィーンの会議でスイスが提示した声明に関連して、スイスを非難した、と。要するに、核兵器国がこの新しい運動に反発しているにもかかわらず、スイスはこの新しい運動を続けることを世界に言明しているのです。このことが革命的なことなのです。

スイスの言明は、10月のニューヨークにおける国連総会でもふたたび表明されました。このとき革命的表明は、35か国によって支持されました。そしてオスローにおける会議がやってきました。核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）の活動家たちは、この会議に憂慮の念を抱いていました。どこの国も態度をあきらかにしなかったら、またニューヨークで声明に同意した35か国しか同調しなかったら、どうしようか、と。失敗は、新しい運動の死を意味することにならないか、と。幸いなことに132か国が会議に登録し、127か国が実際に代表を派遣してくれました。運動は発

展しています！ 実際にオスロー会議の最大の成果は、メキシコによる以下のような声明でした。すなわちメキシコは、今年のうちに核兵器の人道上の結果に関するもうひとつの会議を開くと表明しました。そしてメキシコに続いて、アフリカのどこかで次ぎの会議が開催される見込みになりました。

ウィーンやニューヨークにおけるように、オスロー会議がもたらした声明は、基本的に以下のことを明らかにしました。すなわち核兵器はあまりに破壊的で危険であり、だから非合法化すべきなのだ。これの内容に不満をもらす活動家たちもいました。「私たちはヒロシマ以来、このことを知っており、いま、その人道的な帰結について重大関心をよせるべきなのではないでしょうか」と。たしかに、この言葉は刺激的なものではないが、その意味することは極めて重要である。だが、なるほど大多数の国々が、核兵器を保有している国々、また保有したがつている国々、あるいは核の傘のもとにある国々に対して、注意深く、節度をもって語りかけているが、私は怒りを抑えることはできない。「私たちに脅威を与えるのをやめよ。核兵器による抑止に関して、私たちに説教するな。自国の国益や安全保障に関して、私たちに意見をするな。あなたたちの国々に、この惑星における人類の文明を破壊する権利は、断じてありえない。あなたたちの国々は、40年以上もの間、核兵器をなくすことを約束し続けてきた。もう私たちは待ちくたびれてしまっている。あなたたちの国々に、前に進んでもらいたい。私たちにとって以下のことは明々白々なのだ。核兵器は違法、不道德である。それゆえに私たちはそれが完全に消え去ることを望む。さあ紳士諸君、交渉を開始せよ！」

この革命的な新たな運動は、核兵器国によってボイコットされ、激しく反対されています。だが、その運動はますます強力になりつつあります。ついには、その運動は核兵器禁止条約へと到達するでしょう。その条約が起草され、署名のために開放されるとき、核兵器のない世界を求める運動は、ついに速度を一段と高めるでしょう。もう私は待てない。

これは良いニュースです。悪いニュースは、日本政府が革命の逆方向に向いていることです。日本は、新しい運動を真剣に支えるのではなく、むしろ核兵器国を守っているように思われます。オスローで日本代表は、「ゆるやかな現実的アプローチ」を求めたのです。「現実的」とは、核兵器国によって支持されるようなアプローチを意味しているのです。日本の外務省は、新しい運動は、うまく機能してきた段階的アプローチから注意をそらすものだ、と表明しました。しかし、この段階的アプローチは、核兵器 1 万 9 0 0 0 発とともに、これらの兵器が拡散し、ますます使用可能性をもつ世界を、私たちに残してきたのです。また日本の外務省は、核兵器国を巻き込まないで行う核兵器禁止は無意味である、とも言明してきました。もしこの言明が真実ならば、なぜ日本は、核兵器のない世界を希求する国としての声価を維持するために、新しい運動を支持しないのでしょうか。新しい運動が意味がないのであるなら、どうして前に進んでいかないのか。実際は、日本と核兵器国はこの運動に反対しているのです。これらの国々は、新しい運動が深い意味をもっていることを知っており、この運動を恐れているのです。

日本政府は、新しい運動に対して疑惑を抱いています。多分それは、日本がアメリカ合衆国との衝突を避けたがつているからでしょう。しかし日本は、1997 年に提示された対人地雷禁止条約（今日、162 か国が締結）の場合にも同じような状況におかれていました。日本は当初、対人地雷禁止条約に反対していました。しかし強力な草の根のキャンペーンによって、日本国民が圧倒的に禁止条約に賛成していることが明白になると、日本政府は 1998 年 12 月に批准したのです。

ですから、ここにあなたたち本誌の読者に、理事長の座を去るにあたって最後のお願いをいたします。今日から 2015 年までの間、「新しい運動」つまり「核兵器禁止条約」についてますます耳にするようになるでしょう。このキャンペーンが立ち現れたとき、どうぞ行動を起こしてください。松井広島市長に、湯崎広島県知事に、あなたたちの地方の議員たちに、国会議員たちに、岸田外相

に、安倍首相に手紙を書いて下さい。そのなかで、あなたたちが「新しい運動」を、核兵器禁止条約を、条約交渉の開始を、そして核兵器のない世界を支持することを彼らに求めている、と書いて下さい。

このキャンペーンは、世界にとって、日本にとって重要です。もし日本が、この新しい運動を全面的に支援するならば、この運動は急速に成功をおさめるでしょう。もし日本が、この新しい運動を支援することを拒むならば、運動は大きく弱体化するでしょう。そして日本は、核兵器廃絶の大義に対する裏切り者と見なされるでしょう。

新しい運動の確固たる根拠は、「核兵器のもたらす破滅的な人道上的結果」です。この破滅的結果を熟知している国が、広島・長崎・福島の国が、この運動を支持することを果しえないならば、軍縮が達成されたとき、だれが日本をふたたび信頼するのでしょうか。日本は、核兵器のない世界の代わりに、核の傘を選んだことになり、多くの国々は、日本が核兵器を手にすることを企図しつつあると見なすでしょう。そして、これによって日本は多くの友好諸国を失うでしょう。そして、これらの友好諸国はいずれ、核兵器国よりも大きな役割を果たすようになるでしょう。

日本は新しい核兵器廃絶運動を支持しなければ

ならない。あなたたちの声が決定的なものとなるでしょう。アメリカ合衆国と核兵器産業が反対する条約を、日本政府に支持させることができる唯一の力は、圧倒的多数の日本国民による断固たる要求です。あなたたちが核兵器のない世界を目にしたいと真に望むならば、あなたたちの声を挙げ、核兵器体制ではなく革命の側に立つように、日本政府に訴える時が来ているのです。

最後に、非核の政府を求める京都の会の皆さんに、この六年間の友情の歳月に感謝します。あなたたちの支援の文書、京都での講演の招き、広島や広島平和文化センター、そして核兵器のない世界への持続的な関心、これらに関するあなたたちの配慮に対する謝意をどう表明するか、私は言葉を知りません。私は、広島女学院大学特任教授としての私の新しい立場において、再びあなたたちと出会い、協力し合うことを期待しています。9月にはお目にかかれるでしょう。

<付記>筆者のスティーズン・リーパーさんは、これまで公益財団法人広島平和文化センター理事長として、世界と日本の非核平和運動において多大な貢献をされ、このほど理事長を退任されました。本誌『非核自治体情報誌』創刊号に退任にあたって執筆していただきました。(訳者・望田幸男)

トピックス

府北部を中心に自治体の「非核、原発からのすみやかな撤退」表明が前進

京都府内27自治体のうち非核自治体宣言は24自治体としばらく留まっていますが、他方、「2020年に核兵器廃絶」をめざしている平和市長会議には今年4月に舞鶴市と井手町が加盟し、加盟自治体は20に達し、伊根町、宇治田原町、笠置町、京都府、南丹市、南山城村、八幡市の7自治体を残すだけになってきました。

また、長崎市が推進している「北東アジア非核兵器地帯化賛同首長署名」運動は、福知山市に続いて、昨年、綾部市、京丹後市、京丹波町、京都市、宮津市、与謝野町が続き、府内7自治体首長が署名しています。

脱原発に関しても、各自治体議会決議で文言に若干の違いはありますが、「自然再生エネルギー政策を進め、すみやかに原発からの撤退」の意思表示が目立っています。

連載 1 「自然再生エネルギーへの挑戦」: 宮津市

「バイオマスタウン構想からつながるまちづくり」

— 自立循環型経済社会・低炭素型のまちづくり・新産業の創出と農林水産業の活性化 —



2011 年 3 月 11 日の福島第一原発事故以降、非核の政府を求める京都の会は「核兵器のない世界」とともに「原発のない日本」をめざして取り組みを進めています。原発をなくすためには、それに替わる人間や自然にやさしい「自然再生エネルギー」の開発と拡充が欠かせません。本誌では連載「自然再生エネルギーへの挑戦」として、自治体や地域、団体・グループなどの「自然再生エネルギー」への取り組みを取材し紹介していきます。身近にそうした取り組みがあれば、ぜひお知らせください。今回、本誌編集スタッフは宮津市を訪れ、同市自立循環型経済社会推進室の小西正樹環境政策係長にご案内していただきました。



地球温暖化が進めば天橋立への影響が心配

宮津市は、日本三景の一つである天橋立に象徴される自然豊かで文化的な観光都市ですが、人口は 2 万人を割り込み、50 年前の約 6 割に減少、過疎化が進んでいます。

地球温暖化が進めば天橋立への影響も心配されるとして、2008 年 2 月に環境にやさしいエネルギーの導入をめざし、和田武・現日本環境学会会長など専門家の指導のもとで「宮津市地域新エネルギービジョン」※¹を策定。この「ビジョン」で宮津市は太陽光、風力、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入方針を示し、なかでも、市内に豊富に賦存するバイオマスに焦点をあて、2010 年 3 月に「宮津市バイオマスタウン構想」※²を策定し、市民・事業者・行政が一体となり海と山に恵まれた宮津市ならではの「まちづくり」に取り組みはじめたのです。

今回紹介するのは、「自立循環型経済社会構造へ



の転換戦略」と「定住促進戦略」を 2 本柱とする総合計画「みやづビジョン 2011」を具体化するバイオマスを

活用した地域活性化の取り組みです。

竹を使ってエネルギーの地産地消、雇用創出も

市役所の環境政策係長の小西正樹さん（写真左）に、「宮津市バイオマスタウン構想」の一環である、

竹を有効活用した事業を説明していただきました。宮津市では「放置竹



林の課題解決」と「竹資源の有効活用」を図るため、地域の皆さんと一緒に「竹林再生整備計画」を作成されておられました。当初は、竹をどのように活用するのか疑問を持たれた市民の方がたくさんおられましたが、市が計画を示し、理解を求め、全力で取り組みを進めておられます。小西さんは「バイオマス活用を進めるには地域住民の理解は不可欠です。」と語ります。

竹は脱臭性、抗菌性、調質性、断熱性などに優れ、抗菌剤や建材などに活用されるほか、竹のガス化発電（最大 30kW）と液体燃料（メタノール）化を行い、エネルギーとして活用します。現在は、行政と N P O 法人（京都発・竹・流域環境ネット）

と共同で取り組みを進めています。NPO法人の



吉田博次さん（写真中央）は「原発は必要ありません。地域にあるバイオマスを使ってエネルギーを生み出すことができます。

エネルギーの地産地消が大事なんです。」と意気込みを語りました。小西さんは「道半ばですが、バイオマスは単にエネルギー源だけでなく材質利用の面からも広範な裾野が広がっていることを踏まえ、新たな産業起こしと雇用創出を推進し、住んでよしのまちをめざしていきたい。」と抱負を述べました。

野菜・魚介類も地産地消、人の輪で

「京都府立丹後海と星の見える丘公園」と「オーガニック料理のレストラン」を小西さんが案内してくれました。公園からは宮津湾と天橋立の美しい自然景観が望め、レストランでは宮津産の野菜や魚などを使った地元の恵みをいただきました。オーナーの対馬則昭さん（写真）は



「丹後にはおいしい野菜や魚介類も採れます。地元で採れたものを地元で食べる

ことが一番です。」と地産地消の大切さを語りました。

宮津市はこの3月、第2期の地球温暖化防止計画^{※3}となる「みやづ環の地域づくり行動計画」を新たに策定。「はぶく」：環境にやさしいライフスタイル（省エネルギー）、「まわす」：資源をまわす、地域でまわす（資源循環のまち）、「つくる」：エネルギーの地産地消のまち、「共にいきる」：自然と共生するまち—こうした「まちづくり」を推進しようとしています。こうした取り組みが

進んでいるのは、吉田さんや対馬さんなど宮津市の自然を生かした産業や生活を育み育てようとする人たちと小西さんをはじめとする行政機関との熱い連携ができているからだ、と取材をしながら痛感させられました。

【追記】宮津市の「バイオマスタウン構想」の詳しい紹介は、村田武・渡邊信夫編「脱原発・再生可能エネルギーとふるさと再生」（筑波書房）をご参照ください

※1 「宮津市地域新エネルギービジョン」

<http://www.city.miyazu.kyoto.jp/www/inside/salon/ecokey/DL/sinene/sinene0.pdf>

※2 「宮津市バイオマスタウン構想」

http://www.city.miyazu.kyoto.jp/open_imgs/info/000000618.pdf

※3 第2期宮津市地球温暖化防止計画（「みやづ環の地域づくり行動計画」）

<http://www.city.miyazu.kyoto.jp/www/info/detail.jsp?id=1331>

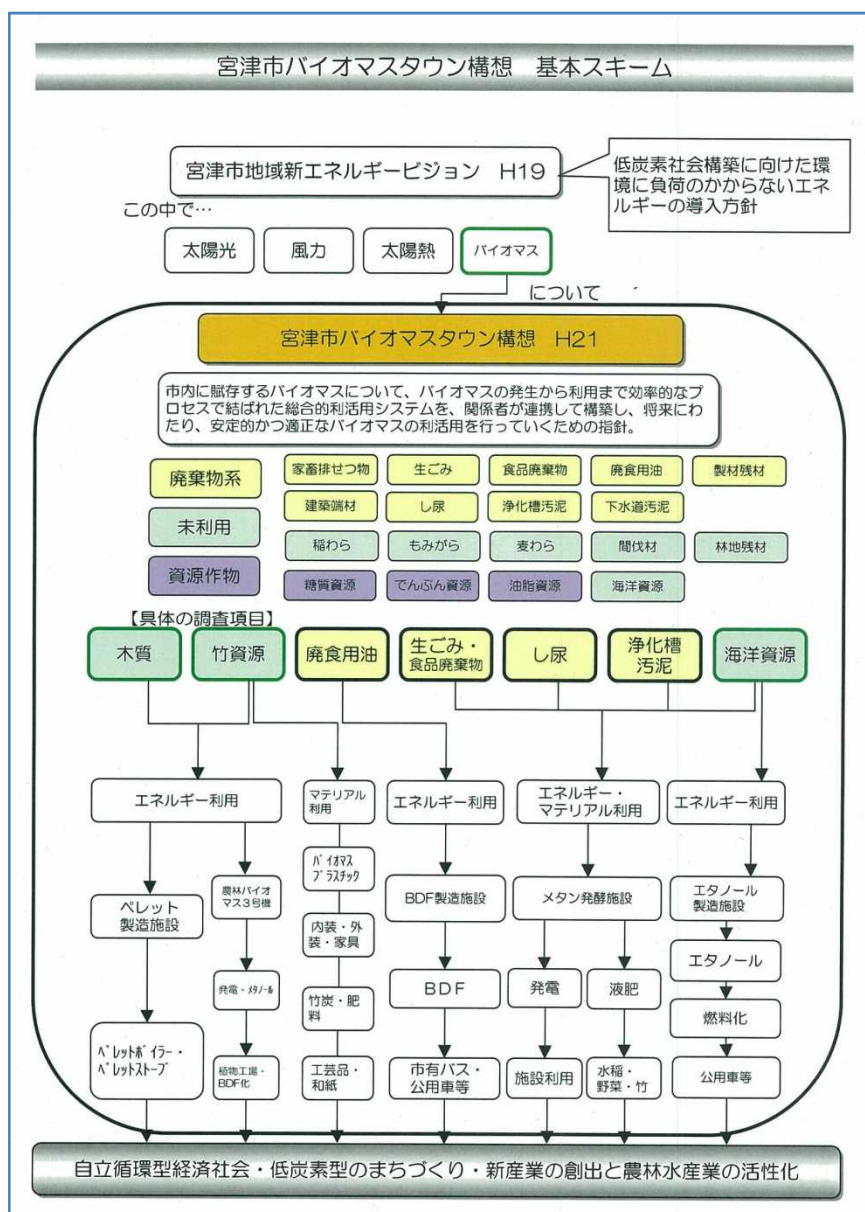


表1: 京都府内自治体における
非核自治体宣言/平和市長会議加盟/北東アジア非核地帯化首長賛同署名の状況
および2012年度の非核・平和に関する「重点施策」(2012年度アンケート結果より)

自治体名	非核宣言	平和市長会議	北東アジア非核地帯条約	1、今年度の重点施策は何でしたか。
1 綾部市	—	10.5.1	○	「地球市民の集い」実施。 ・綾部市民平和祈願の集い＝8月15日 ・世界連邦推進綾部市小・中学生ポスター・作文コンクール ・地球市民の集い＝10月20日 綾部世界連邦運動協会の活動助成。世界連邦宣言自治体全国協議会(会長・事務局)運営。
2 井手町	88.3.25	13.4.1	—	なし
3 伊根町	89.9.27	—	—	特にありません。
4 宇治市	87.10.8	08.3.1	—	「核兵器廃絶平和都市宣言」の理念のもと、二度と戦争を繰り返さない決意をもって、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願った各種事業を実施。 ①小・中学生沖縄訪問団派遣(7/25～7/27) ②市民平和の集い「いつまでも語り継ぐ 戦争の悲惨さ」(8/4) ・てい談形式による被爆体験講話 ・映画「戦火の馬」の上映 ・「原爆と人間」パネルの展示 ③平和図書展 市立の3図書館で実施(8/1～8/15) ④平和写真展(8/8～8/15) 市役所1階ギャラリーコーナーにおいて「平和写真展の実施」 ・「沖縄戦とひめゆり学徒隊」平和教材パネルの展示 ・市内の小・中学生から応募のあった「平和の絵」の展示 ・沖縄訪問団員が作成した沖縄訪問新聞の展示 ⑤平和ロビーコンサート(8/15) ⑥宇治市民平和祈念集会(8/15) ⑦「平和の鐘ー祈り」のカリヨンで、毎正時(午前8時～午後7時)に演奏。別に、広島(8月6日)、長崎(8月9日)、沖縄(6月23日)の日を設け、当日にそれぞれの市にちなんだ曲を演奏。 ⑧・広報紙により、広島・長崎原爆投下の日と、終戦記念日に市民に黙祷を呼びかける。それぞれの日には「平和の鐘ー祈り」を吹鳴。また、市内の寺院等にも同日に鐘等の吹鳴を呼びかけている。 ・沖縄慰霊の日「平和の鐘ー祈り」を吹鳴。来庁者と職員に黙祷を呼びかける。
5 宇治田原町	89.6.28	—	—	・本町非核・平和都市宣言(平成元年6月28日決議・宇治田原町議会/平成元年10年27日告示・宇治田原町)に基づき、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願った施策を展開。 ・平和に対する思いを次代へ繋げていくため、『平和・感謝・希望』を具現化した「平和の鐘」(町制50周年(平成18年度)を記念に制作)を活用し、平和のつどいを実施。
6 大山崎町	95.12.20	09.8.1	—	・町民に平和の尊さの理解を深めてもらうために原爆の子の像に捧げる「平和の折り鶴」を募集。 ・庁舎1階ロビーに戦争に関するパネル、戦争・平和に関する絵本を展示し、啓発活動に努めた。 ・本町歴史資料館にて平和のいしづえ展を実施した。 ・広島市平和記念式典派遣事業への町民の参加対象年齢を小学生以上まで引き下げた(保護者同伴)。 参考:参加対象年齢を引き下げたことにより、今年度の町民参加者3名のうち1名は、高校1年生の方となり、本町の本事業参加者としては最年少の参加者となった。
7 笠置町	88.12.16	—	—	なし
8 亀岡市	10.8.7	10.4.1	—	「世界連邦・非核平和宣言都市」として、8月を平和月間と位置づけ、各種の平和事業を実施(下記のとおり) ・「ヒロシマ」に学ぶ親子平和の旅の実施(原爆被災地・広島で平和の尊さ、大切さを親子で学び考えるため、市内小学生親子21組42名が7月29日～7月30日に1泊2日で広島を訪問) ・平和のコスモス園事業(平和の歌「うつくしもの」を通じて、岡山市内の中学校と交流のある本市中学生が、歌詞に出てくる「コスモス」の種を市内農地に蒔き、平和と友好をPR) ・平和祈念式典の開催(世界の恒久平和を願い、毎年開催している「平和祭」行事の中心的事業) ・「戦争平和展」の開催(亀岡市文化資料館展示事業として、戦争にかかわる資料や遺品の実物展示や、写真パネル展示)
9 木津川市	07.10.3	10.7.1	—	非核・平和都市宣言実施自治体として、核兵器の廃絶と世界平和を願い啓発活動を行う。 平成24年度は、8月6日～8月10日まで平和パネル展を開催しました。
10 京田辺市	11.3.20	11.7.1	—	①京田辺市平和都市推進協議会・京田辺市・京田辺市教育委員会の共催により、平和のつどい、平和展(パネル展示・書道作品の展示等)を行ったほか、平和図書展、平和映画会や黙祷等も行った。 ②京田辺市非核平和都市宣言の趣旨をふまえ、小・中学生ひろしま訪問事業を実施した。 ③京田辺市非核平和都市宣言にちなんで、平成25年3月にこども映画会を実施予定。
11 京丹後市	06.3.29	10.12.1	○	・原爆ポスター展を庁舎ロビー内にて開催し、市民へ平和の大切さを訴える機会を設けた。 ・広報誌に広島及び長崎に原子爆弾が投下された時刻、終戦記念日に黙祷を捧げることを掲載し、世界の恒久平和の啓発活動を行いました。
12 京丹波町	83.3.23	09.6.1	○	町ケーブルテレビにおいて、町内在住の方に戦争時代の話を語っていただき自主放送番組を制作。8月の7日間において延べ42回の放送を行った。

自治体名	非核宣言	平和市長会議	北東アジア非核地帯条約	1、今年度の重点施策は何でしたか。
13 京都市	85.7.1	09.3.1	○	平和の尊さを市民の皆様と見つめ直すとともに、異文化理解、多文化共生社会の促進を通じて世界平和の実現に寄与することを目的として、(公財)京都市国際交流協会との共催により、「京都市平和祈念事業」を開催(11月3日 於:京都市国際交流会館)した。音楽家として活躍されているまーちゃんうーぼーさんをお招きし、様々なボランティア活動をとおした経験談を語っていただくトーク&コンサートを実施した。 また、平成24年8月には、8月15日の終戦記念日を迎えるに当たり、市民の皆様には世界平和について、今一度考えていただくきっかけとしていただくため、平和市長会議において、加盟する都市が5000都市を超えたことを記念し、平成24年4月に作成された「ヒロシマ・ナガサキ被爆の実相等に関するポスター」を市役所正面玄関にて掲示した。(掲示期間8月1日～15日)
14 京都府	—	—	—	—
15 久御山町	89.9.4	09.12.1	—	平和の尊さ、戦争の悲惨さを忘れることなく、真の恒久平和を希求し、戦争の惨禍を再び繰り返さないことを住民とともに誓い、平和の尊さを後世に伝えて平和な社会を築いていくため、各種平和事業を実施した。 ①折鶴作成 6/15～7/13 30,000羽 ②平和記念集会・平和コンサート 8/15 100人 ③小・中学生広島派遣事業 7/26～7/27 29人 ④小・中学生広島派遣事業記録展 8/15～8/31 ⑤小・中学生平和ポスター募集事業 夏休み期間
16 城陽市	86.12.23	10.6.1	—	「平和の「つどい」を開催し、平和啓発のパネル展示・ビデオ放映・折鶴コーナーの設置・小中学生広島派遣団昨年度参加者の作文発表(2名)・被爆体験者の講話を行いました。
17 精華町	87.12.23	10.5.1	—	・8月5日(日)に、「精華町平和祭典2012」を精華町交流ホールにおいて開催(ミニコンサート、絵本の読み聞かせ、アニメ映画の上映、ドキュメンタリーの上映、啓発パネルの展示) ・戦争体験談記録・保存 ※編集集中
18 長岡京市	—	09.7.1	—	「長岡京市の平和の日(7月19日)」と「いのち輝く平和都市宣言」に基づき取り組みを実施。 ・平和を祈る折鶴の募集 平和フォーラムで平和祈念碑に献納する折鶴を市民から募集 ・平和を考える市民フォーラム'12の開催(7月14日) 平和祈念碑への献花、「十六地蔵物語」「大阪大空襲―焼きつくされた大阪の街―」の映画上映、小中高生の舞台発表、戦時食「すいとん」の試食コーナー、昔のくらしとおやつ体験コーナー、絵本の読み聞かせ、高校生の平和に関する書道展示、平和メッセージ展示、平和市長会議ポスター展示、平和祈念碑の掛け軸展示 ・戦争と平和に関する図書の展示と貸出(図書館) ・長岡京ガラシャ祭における「ガラシャ平和の祈り」展示(11月3日～11日) ・人権のつどいにおける「平和への取り組み」パネル展示(12月8日予定)
19 南丹市	07.12.21	—	—	非核・平和に関して、今年度特別な重点施策は設けていません。
20 福知山市	87.9.25	10.1.1	○	・8月6日、8月9日及び8月15日に平和祈念式典及び全国戦没者追悼式が執り行われるのに伴い、本市においても原爆死没者及び戦没者を追悼し、併せて世界恒久平和の確立を祈念するために、各庁舎において半旗の掲揚と黙とう(庁内放送による)を実施 ・原爆投下日、終戦記念日に合わせて日本非核宣言自治体協議会より寄贈されたパネルの展示会を「ミニミニ原爆展」と称し市庁舎、夜久野ふれあいプラザロビーにて実施。本年度は平和市長会議加盟都市5000突破記念原爆ポスターの一部を展示物に加えまた、「核兵器禁止条約」の交渉開始等を求める署名ブースを設置。 ・8月の人権強調月間にあわせ、市民協働によって企画する、「人にいちばん近いまちづくり 人権を考える市民のつどい」にて堀(ほり)絢子(じゅんこ)さんによる平和に関する一人芝居を開催。
21 舞鶴市	90.3.24	13.4.1	—	引揚記念館の直営化、引き揚げに関する史実の継承事業、世界記憶遺産登録推進事業 等
22 南山城村	88.9.21	—	—	なし
23 宮津市	87.3.27	10.2.1	○	近年は毎年8月に公報誌に平和に関する記事を掲載しています。今年度は「平和を願う市民メッセージ」として、市戦没者追悼式の遺族代表「追悼のことば」を全文掲載しました。
24 向日市	84.6.26	09.8.1	—	向日市民平和と人権のつどい(8/11開催)及び平和パネル展の開催。広島平和祈念式典への市民代表派遣及び平和の折鶴の奉納。平和書道展の開催
25 八幡市	82.9.28	—	—	本市の平和推進事業は、市の補助団体である「八幡市非核平和都市推進協議会(略称:ピース八幡)」と連携を図り平和施策を進めています。 ①「平和の折鶴」事業 市内公共施設(16箇所)に回収かごを設置(7月2日～27日)し、随時回収した「平和の折鶴」(平成24年度75,000羽回収)を市役所ロビーに展示。展示した後、広島市の他、一部長崎市に送付。 ②「平和大使報告会」(9/29)開催 広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式(8/6)に派遣された市内中学生8名が感じた「ヒロシマ」を報告。同時に「平和コンサート」を開催
26 与謝野町	07.3.29	11.7.1	○	特にありません。
27 和束町	88.6.26	11.3.1	—	原爆パネル展「原爆と人間展」を開催(8月2日～8月15日 庁舎住民ホール)

表2: 京都府内自治体における

2013年度(平成25年度)再生エネルギーに関する補助制度

●太陽光発電に関する補助●

自治体名	補助の有無	補助対象	補助額	備考・申請期間
1 綾部市	有	・市内の自らが居住する又は居住しようとする住宅に新たに太陽光発電システムを設置する個人。 ・平成23年4月以降に国の補助金の交付決定を受けること。 ・国における平成23年度住宅用太陽光発電支援対策費補助金適用分以降が補助対象。	・公称最大出力1kWあたり3万円。 ・4kW(12万円)を限度とします。	・システムを設置し、国の補助金の交付決定通知を受けてから6か月以内に申請。
2 井手町	有	・町内で自ら居住する住宅に太陽光発電システムを設置し、太陽光発電協会(J-PEC)から住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の交付決定通知書を受けた方。	・最大出力に対して1kW当たり3万円を補助 ・ただし、1件当たり10万円を上限	・期限は、平成26年3月まで
3 伊根町	有	太陽光発電を設置した場合、伊根町住宅新築改修等補助金の対象になる。補助金は最高20万円。業者は町内の業者に限る。		住宅新築改修工事費30万円以上で、
4 宇治市	有	・太陽光発電普及拡大センター(以下J-PEC)が行う住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金または住宅用太陽光発電導入支援復興対策費補助金の交付決定通知書を受領した事業であること。 ・市内において、自らが居住する専用住宅に対象システムを設置したか、または対象システムを設置した新築専用住宅を購入した場合で、電灯契約を結んでいること。(対象システムは、中古品を対象外とします。)	・最大出力の値に下記の単価を乗じて得た額。 [補助金単価] ・J-PECに補助金申込書を提出した日付けが、平成25年4月1日以降 1.5万円 ・J-PECに補助金申込書を提出した日付けが、平成23年4月1日から平成25年3月31日まで 2万円 ・J-PECに補助金申込書を提出した日付けが、平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 3万円 ・補助金の上限額は、10万円とする。	・受け付け期間:平成25年4月1日から受け付けを開始。 ・平成26年2月末日または予算の上限に達すると受付終了。
5 宇治田原町	有	・町内で自らが居住する住宅に太陽光発電システムを設置し、太陽光発電協会から住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の交付決定通知書を受けた方。	・最大出力に対して1kWあたり2万円を補助(ただし、1件あたり6万円を上限とする)	・平成26年1月31日(金)までに、所定の申請書に必要書類を添付して提出。 ・申込みが予算額に達したときは、受付を終了。
6 大山崎町	計画予定ではあるが、今は行っていない。		—	—
7 笠置町	無	—	—	—
8 亀岡市	有	・市内に住所を有している人。 ・自ら居住している市内の住宅に電力を供給する目的で、太陽光発電システムを設置している人。 ・一般社団法人太陽光発電協会(J-PEC)から補助金交付決定の通知を受けている人。	・太陽電池モジュール1kWあたり1万5千円(6万円を限度とする。)	・(交付決定の日から必ず6か月以内に申請してください。補助金申込受理決定の通知では不可です。)
9 木津川市	無	—	—	—
10 京田辺市	有	・市内に自らが居住する住宅に新たに住宅用太陽光発電システムを設置する個人で、国の同システムにかかる補助金制度に応募し、補助金交付が確定して1年以内の人。	・最大出力1kW当たり1万5千円で、5万円を上限	・受付期間:平成26年3月28日(金)まで(ただし、申込みが予算額に達したときは、受付を終了)。
11 京丹後市	無	—	—	マキストープ設置補助 上限5万円
12 京丹波町	有	・町内に住所を有し、自らが居住する町内の住宅に対象システムを設置する方。	・出力1kW当たり3万円に対象システムの最大出力値を乗じた額で12万円が上限。	・平成25年度の予算額は600万円(12万円×50件分)となっています。 ・補助金は予算の範囲内とし、申請額が予算額に達した場合は、年度途中でも受付終了。
13 京都市	有	・市内の戸建住宅に設置する個人。 ・市内にある助成対象システム付住宅等を購入する個人。 ・市内の賃貸共同住宅に設置する個人。 ・市内の分譲共同住宅に設置する区分所有者(個人に限る)または管理組合。 ・市内の集会所に設置する自治会等。	・1kWあたり2万円(4kW分まで)	・設置対象期間:平成25年3月30日[土]～平成26年3月31日[月] ・申請期間:平成25年4月1日[月]～平成26年2月28日[金](必着) ※申請期間内であっても、予算の範囲を超える日をもって受付終了。
14 京都府	無	—	—	融資のみあり。

	自治体名	補助の有無	補助対象	補助額	備考・申請期間
15	久御山町	有	・町内の住宅にシステムを設置し、国の補助金（住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金）の交付決定通知を受けてから1年以内の個人。	・3万円／kW（上限：10万円）	・平成25年4月8日（月）から申請受付。 ・予算がなくなれば、受付終了。
16	城陽市	有	・本市内に住所を有している方 ・本市の区域内において、自らが居住している住宅※（以下、居住住宅という）に電力を供給する目的で太陽光発電システムを設置した方、又は居住住宅に電力を供給する目的で太陽光発電システムを設置した住宅を購入した方 ・太陽光発電協会太陽光発電普及拡大センターから住宅用太陽光発電導入支援補助金又は住宅用太陽光発電導入支援復興対策費補助金の交付決定通知を受けている方	・1kW当たり20,000円で、上限額は80,000円。	・提出期限：平成26年3月31日（月）（年度途中で申請額の合計が本事業の予算額に達した場合は終了）
17	精華町	無	—	—	—
18	長岡京市	有	・市内に住所を有している人。 ・自らが居住する長岡京市内の戸建て住宅に太陽光発電システムを設置した人。 ・太陽光発電システム設置後にJ-PECから送付される「補助金交付決定通知」を受けてから6カ月以内の人。	・一律5万円	・平成25年度前期募集の申請受付期間：平成25年5月1日（水）～平成25年9月30日（月） ・予算額250万円の範囲内。申し込み多数の場合は抽せん。
19	南丹市	無	—	—	—
20	福知山市	有	・国の補助を受けて、市内で自ら居住する住宅（新築する住宅を含む）に、太陽光発電システムを設置された人。または、太陽光発電システムが設置された市内の建物住宅を購入された人。 ・太陽光発電協会太陽光発電普及拡大センターが行う住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の交付額確定を受けてから6カ月以内の人。	・1kWにつき20,000円（上限5kW10万円）	・平成25年4月1日から施行。
21	舞鶴市	有	・市内の自ら居住する住宅に、新たに対象システムを設置する個人。 ・太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）へ平成25年3月29日までに申し込み、「住宅用太陽光発電導入支援補助金」の交付を受けた者。	・公称最大出力1kWあたり3万円 ・4kW（12万円）を限度	・この補助金は公開事業評価（平成24年8月20日実施）において「不要」評価を受けたことから、その存廃について検討した結果、補助制度の終了に向け手続きを進めます。 経過措置として、平成25年3月29日（金・当日消印有効）までに国へ「住宅用太陽光発電導入支援補助金」を申込みされた方で下記要件を満たす方は、平成25年度にまたがっても市補助金を受付いたします。
22	南山城村	無	—	—	—
23	宮津市	有	・居住する住宅に新たに国の住宅用太陽光発電導入支援補助金の交付が受けられる住宅用太陽光発電システムを設置した者又はそのシステムが設置されている建売住宅を購入した者。 ・平成25年4月1日以後に住宅用太陽光発電システムを対象とする電力受給契約を電気事業者と締結した者。	・市内業者と契約締結し施工1kWあたり5万円（限度額20万円） ・上記以外1kWあたり3万円（限度額12万円）	・申請は随時受付をしていますが、予算の範囲内において補助。
24	向日市	無	—	—	—
25	八幡市	有	・平成24年10月1日から平成26年3月31日までに太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）が行う国の補助金を申請した方で、交付決定通知を受けた方（決定後6ヶ月以内に提出）。 ・本市に住所を有し、本市の区域内において、自らが居住する住宅に太陽光発電システムを設置した個人又は太陽光発電システムを設置した新築住宅を購入した個人で、電力会社と電灯契約を結んでいる方。	・最大出力の値に3万円を乗じて得た額 ・補助金の上限は、10万円。	※申請は、太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）の補助金交付決定通知書が届いてから行ってください。
26	与謝野町	無	—	—	—
27	和束町	無	—	—	—

※（注）上記、個人用太陽光発電システム設置の補助制度は、2013年4月末現在。詳細については、対応する自治体窓口にお問い合わせください。

NO NUKES せんしゅう 千秋の想い

平和行進大好き人間からのお願い

♪ 歩こう 歩こう わたしは元気

歩くの大好き どんどん行こう～

自治体職員のみなさん、齢 75 の老人が聞くのもヘンですが、平和行進って知ってる？

あなたの首長さんは知ってますよ。毎年この時節、平和行進の実行委員会が行進への協力と平和施策の要望にお邪魔していますから。

正式には国民平和大行進。被爆国日本で起こった原水爆禁止運動をさらに盛り上げようと、1958 年 6 月、高知県出身の仏教徒で当時 33 歳の西本あつし（敦）＝故人＝が、独り広島から東京めざし歩きだしたのが平和行進の始まり。日増しに賛同を広げ、東京に着いた 8 月、参加者はトータルで 100 万人を超えたそうです。以来、半世紀を超えて、ノーモアヒバクシヤ・核兵器廃絶を訴える行進は途切れることなく毎年続けられ、全都道府県と 7 割以上の自治体を通過する世界でも例のないユニークなピース・ウォークとなりました。

今年は 56 回目。町から町へリレーしながら 8 月 4 日広島、8 月 6 日長崎到着をめざして全国で 10 万人の参加が見込まれています。

ビッグニュースは、東京→広島コースに外国の女性が挑戦、3 カ月間通して歩くことです。フィリピンのマラヤ・ファブロスさん（34）は 1 級建築士で、母親の

コラソン・ファブロスさん（非核フィリピン連合事務局長）とともに平和運動に携わっています。

東京→広島コースの行進団は 6 月 21 日に京都入り。▼23 日向田市、長岡京市、大山崎町、八幡市▼24 日宇治市、城陽市、京田辺市、久御山町▼25 日南山城村、笠置町、和束町、宇治田原町、井手町▼26 日精華町、木津川市を通過して奈良に引き継ぎます。京都での行進は、他にもいくつかのコースがあります。詳しいことは京都実行委員会の事務局（京都原水協 電話 075-811-3203）へどうぞ。

例年、多くの首長さんから平和行進賛同ペナント、核兵器全面禁止アピールの国際署名などにご協力をいただいています。今年もよろしくお願いします。

なぜ、私が行進の PR かって？ 私は 2002 年から 7 年間、東京→広島コースの京都府内通し行進者をつとめ、以後も毎年最低 1 日は参加して万歩計累計目下 155 万歩の平和行進大好き人間だからです。

自治体のみなさん、遠来のファブロスさんを元気づけるために次の 3 点を希望します。

- ①あなたの自治体のホームページの片隅に、何日に彼女が通るか事前情報を載せてほしい。
- ②首長さんが自らファブロスさんを励ましてほしい。できれば 1 歩でも 2 歩でも一緒に。
- ③行進団に市役所や役場の窓から手を振ってほしい。

（元朝日新聞大阪本社編集局長、当会常任世話人 長谷川千秋）



取材後記

★少し風が吹く4月中旬、縦貫道を使い非核の会事務局4人がいざ宮津市へ。車で遠出ということで旅行気分もありつつ、やはり初めての取材のため若干緊張気味。縦貫道を降りるインターを間違え、宮津市役所に行く予定が与謝野町方面に降り、宮津市の小西係長さんに迎えに来ていただき、「バイオマス・エネルギー製造事業所」へ直行。宮津市の山に繁殖する孟宗竹（なんと初めて知った孟宗竹は外来種とのこと）を葉っぱも残さず有効活用できることを学び、このような取り組みが広まればなあと思いながら事業所を後にしました。

★「丹後海と星の見える丘公園」からは宮津湾と天橋立が一望でき自然を満喫。思わず、この海に続く若狭湾の原発を考え、こんなに自然豊かな日本に“原発はいらない”と再度確信。お昼は案内していただいた「Biorabbit」で、地元の野菜や魚介類を使ったオーガニック料理に舌鼓。とくにデザートのアイスクリームの上にピンと立つ“つくし”の食感と味にびっくり。最後に宮津市役所の非核平和都市宣言碑前で記念写真。★宮津でお会した皆さんの情熱や感動を通して、自然から得るものの大切さを体感した一日になりました。（伊藤）

※紹介：オーガニック料理「Biorabbit ビオラビット」 <http://biorabbit.com/privacy.html>

